

〈70歳～74歳の人〉

世帯区分	課税所得	令和8年7月まで	
		【月額上限】	
		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと） 〈多数回該当〉（※3）
現役並みⅢ	690万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 〈140,100円〉	
現役並みⅡ	380万円以上 ～690万円未満	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 〈93,000円〉	
現役並みⅠ	145万円以上 ～380万円未満	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 〈44,400円〉	
一般	145万円未満（※1）	18,000円 （年間上限144,000円）	57,600円 〈44,400円〉
低所得者Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	住民税非課税（※2）		15,000円



令和8年8月～令和9年7月		
【月額上限】		【年間上限】
外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと） 〈多数回該当〉（※3）	外来＋入院（世帯ごと）
270,300円 ＋（総医療費－ 901,000円 ）×1% 〈 140,100円 〉		1,680,000円
179,100円 ＋（総医療費－ 597,000円 ）×1% 〈 93,000円 〉		1,110,000円
85,800円 ＋（総医療費－ 286,000円 ）×1% 〈 44,400円 〉		530,000円
22,000円 （年間上限 216,000円 ）	61,500円 〈 44,400円 〉	530,000円 （※4）
11,000円 （年間上限 96,000円 ）	25,700円 〈 24,600円 〉	290,000円
8,000円	15,700円	180,000円

※1 収入の合計が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。

※2 世帯主と国保加入者全員が市県民税非課税の人で、各人の所得が0円の人（年金の場合は、収入82.65万円以下の人）。

※3 1世帯で直近12か月間に、4回以上の支給を受けた場合の4回目以降の限度額。

※4 課税所得が28万円未満であることが確認できた場合は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。